

身元保証書

令和 8年 9月 2日

株式会社サンプル商事 御中

私（身元保証人）は、下記の者（被保証人）が貴社に入社するにあたり、下記条件により身元保証人となることを承諾いたします。

【被保証人（本人）】

氏名	山田 花子
生年月日	平成15年4月10日生
住所	東京都新宿区西新宿〇-〇-〇
入社予定日・配属先	令和9年4月1日・営業企画部

【身元保証人】

氏名	山田 太郎
生年月日	昭和50年6月1日生
住所	東京都新宿区西新宿〇-〇-〇
本人との続柄	父
職業	会社員
連絡先電話番号	090-0000-0001

【極度額（必須記載事項）】

金 300万円也

※ 民法第465条の2（個人根保証契約）により、極度額（身元保証人が負う責任の上限額）の記載がない身元保証契約は無効となります。必ず具体的な金額を記入してください。

【契約期間】

本契約の効力は、身元保証ニ関スル法律第1条により、成立の日から3年間とします（契約後に更新する場合を除く）。契約期間は同法第2条により5年を超えることはできません。

【誓約事項】

- 被保証人が貴社に在職中、故意または過失により貴社に損害を与えた場合、身元保証人は上記極度額の範囲内で損害賠償の責任を負います。
- 身元保証人は、被保証人の氏名・住所等の変更、その他保証人としての責任に影響する事情に変更があった場合、速やかに貴社に届け出ます。

3. 身元保証ニ関スル法律第3条に基づき、貴社が被保証人の業務上不適任・不誠実な事跡、または任務・任地の変更により保証人の責任が加重される事実を身元保証人に通知した場合、身元保証人は同法第4条により将来に向かって本契約を解除できることを確認します。

上記のとおり相違ありません。

身元保証人 署名： 山田 太郎

⑨